

令和5年度鬼北町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、鬼北町（以下「町」という。）が令和5年度に行う障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関（出先機関を含む。）に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、法第2条第4項に規定する次の障害者就労施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に基づく

事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）小規模作業所

（3）障害者を多数雇用する企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所

イ 法施行令第1条第2項に規定する重度障害者多数雇用事業所

（4）在宅就業障害者等

ア 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

イ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が提供することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達の対象とする。

5 物品等の調達目標

適正な予算執行や公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

6 調達の推進に関する基本的考え方

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組みを行う。

(1) 全庁的な取り組みの推進

すべての町機関（出先機関を含む。）において、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課局室が、物品等の調達を円滑に進めることができるよう、町民生活課は障害者就労施設等が取り扱う物品等の情報を提供し、調達の推進を図る。また、必要に応じて、関係各課局室との協議を行うなど、調達の推進に向けた連絡調整等を行う。

(3) 物品等の調達における契約

物品等の調達を推進するために、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(4) 調達発注における配慮

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量の設定に配慮する。また、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(5) 障害者就労施設等の物品販売機会の確保

町庁舎内や町・関係団体が主催する行事等において、障害者就労施設等の物品販売機会を確保することに配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、法第9条第3項の規定に基づき町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については法第9条第5項の規定に基づき、取りまとめ次第速やかに公表する。

8 調達方針の見直し

物品及び役務の調達の推進に資するよう、必要に応じて、調達方針の見直しを行う。